

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 905>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客様がお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱い店にご確認ください。

| | |
|--------------------|---|
| ファンド名 | インデックスファンドTSP |
| お申込手数料 | お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率:1.1%(税抜 1.0%) ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客様は別の手数料率となる場合があります。 |
| 換金手数料及び 信託財産留保額 | ファンドの交付目論見書をご確認ください。 |

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 905>

| | |
|--------------------------|---|
| <p>ご負担いただく手数料について(例)</p> | <p><分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 $お申込手数料 = 100 \text{ 万口} \times 10,000 \text{ 円} \div 10,000 \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円(税込)}$ となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。</p> <p><分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。</p> |
| <p>取扱いコース</p> | <p>分配金受取りコース／分配金再投資コース</p> <p>※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> <p>※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱い店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。</p> |
| <p>お申込単位</p> | <p><分配金受取りコース> 1 万口単位 <分配金再投資コース> 1 万円以上 1 円単位</p> <p>※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申込みいただける場合があります。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>ご換金単位</p> | <p>分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位</p> <p>※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。</p> <p>※別に定める場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>売買受渡日</p> | <p>お申込・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|-----|--------------|------|-----------------------------|-------|----------------------------|------|--|----------|-----------------------------|-----|----------|------|---------|------|------------|-----|---|
| 当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要 | 当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要 | 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 <ul style="list-style-type: none"> ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会社の概要 (2023 年 9 月末現在) | <table> <tr> <td>商号等</td> <td>SMBC日興証券株式会社</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号</td> </tr> <tr> <td>本店所在地</td> <td>〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1</td> </tr> <tr> <td>加入協会</td> <td>日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会</td> </tr> <tr> <td>指定紛争解決機関</td> <td>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>1,350 億円</td> </tr> <tr> <td>主な事業</td> <td>金融商品取引業</td> </tr> <tr> <td>設立年月</td> <td>2009 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)</td> </tr> </table> | 商号等 | SMBC日興証券株式会社 | 登録番号 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 | 本店所在地 | 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 | 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 | 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | 資本金 | 1,350 億円 | 主な事業 | 金融商品取引業 | 設立年月 | 2009 年 6 月 | 連絡先 | <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く) |
| 商号等 | SMBC日興証券株式会社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録番号 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 本店所在地 | 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資本金 | 1,350 億円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な事業 | 金融商品取引業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 設立年月 | 2009 年 6 月 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 連絡先 | <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

お申込みは

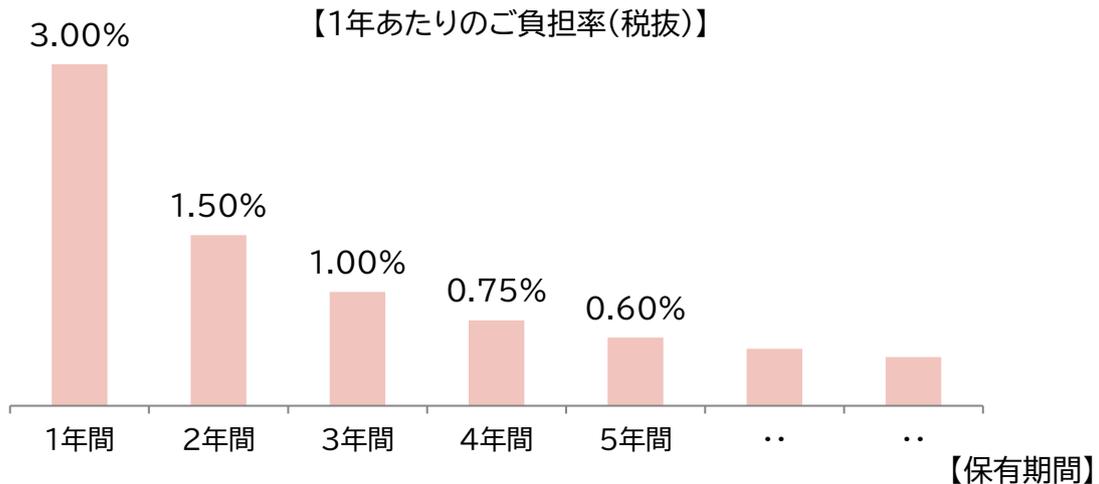


お申込手数料に関するご説明

*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただく前に、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

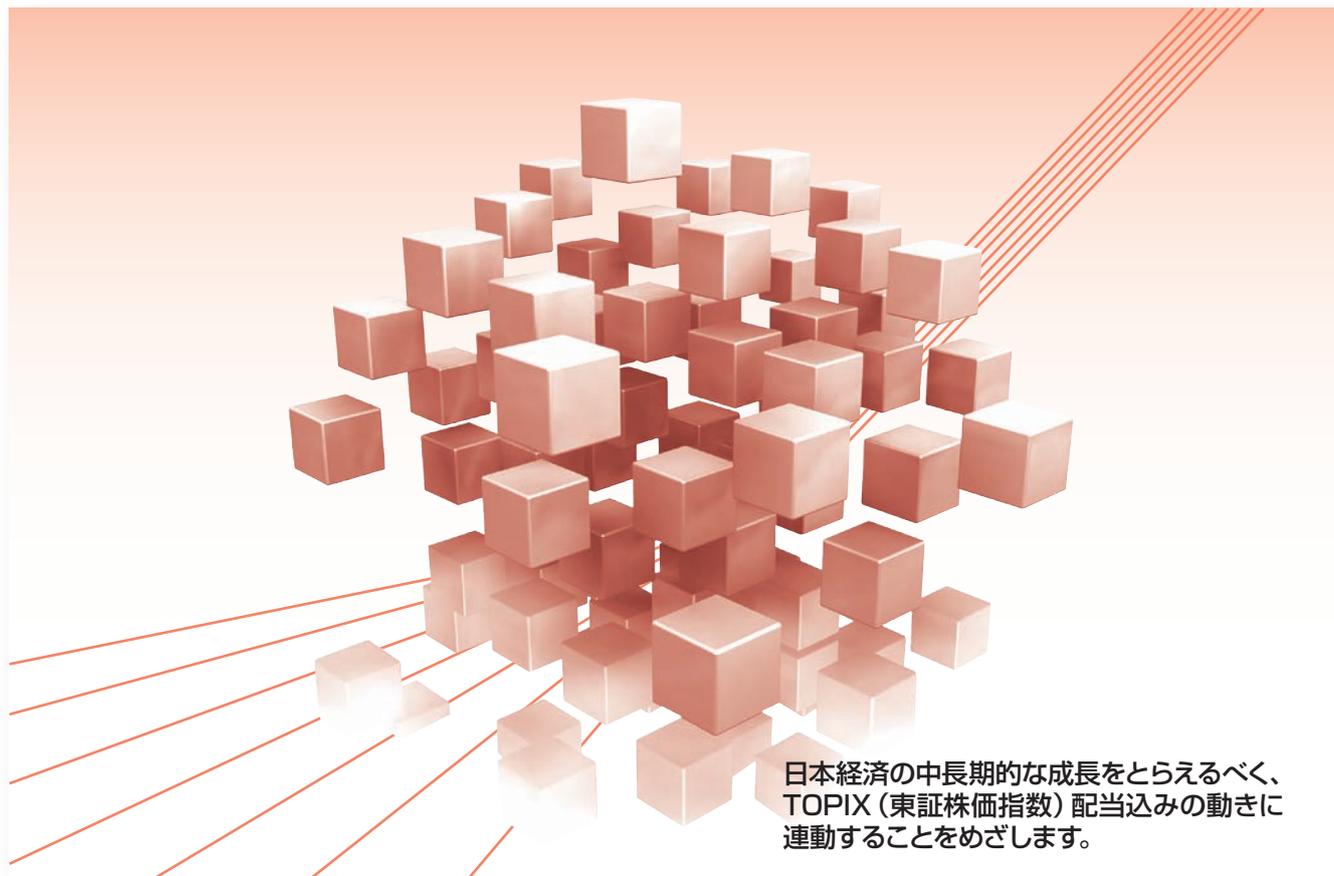
※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

インデックスファンドTSP

追加型投信／国内／株式／インデックス型



日本経済の中長期的な成長をとらえるべく、TOPIX（東証株価指数）配当込みの動きに連動することをめざします。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
 - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
 - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
 - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.nikkoam.com/
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「インデックスファンドTSP」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月13日に関東財務局長に提出しており、2023年11月14日にその効力が発生しております。

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|---------|------------------------------|------|--------|---------------|---------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 対象インデックス |
| 追加型 | 国内 | 株式 | インデックス型 | その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | 年1回 | 日本 | ファミリー ファンド | TOPIX (東証株価指数) 配当込み |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<委託会社の情報>

| | |
|------------------------|------------------|
| 委託会社名 | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日 | 1959年12月1日 |
| 資本金 | 173億6,304万円 |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 26兆9,747億円 |
| | (2023年8月末現在) |

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1 TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。

・主として、「インデックス マザーファンド TOPIX」への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場されている株式*1に投資を行ない、TOPIX(東証株価指数)配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。

* 1 TOPIX(東証株価指数)を構成する上場株式となります。

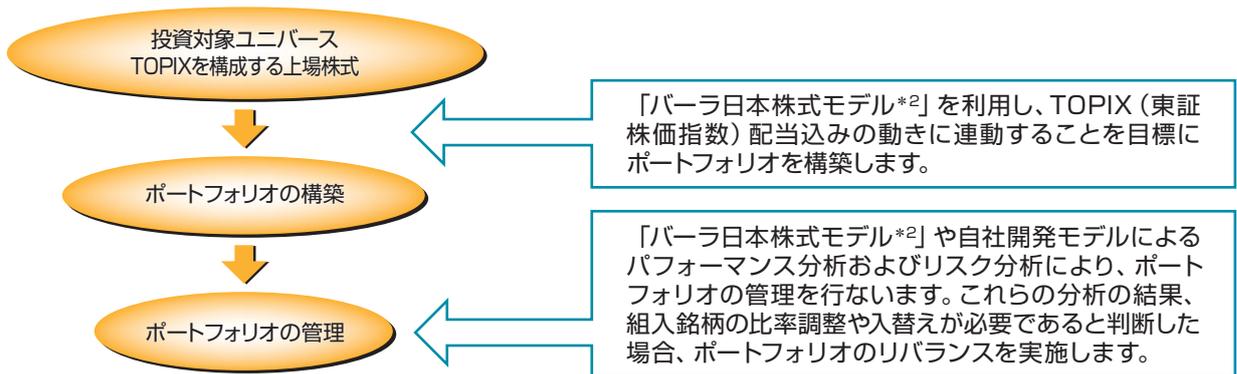
・中長期にわたって保有することで、日本経済の成長を享受することが期待できます。

・TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

2 株式の実質組入比率は高位を保ちます。

株式組入比率(マザーファンドにおいて保有する株式を含みます。)は、原則として高位を維持します。したがって、基準価額は大きく変動することがあります。

<「インデックス マザーファンド TOPIX」の運用プロセス>



*2 市場の動きや株価指標、ポートフォリオ固有の特性などからリスク・リターン分析や管理、ポートフォリオ構築を行なうツールです。

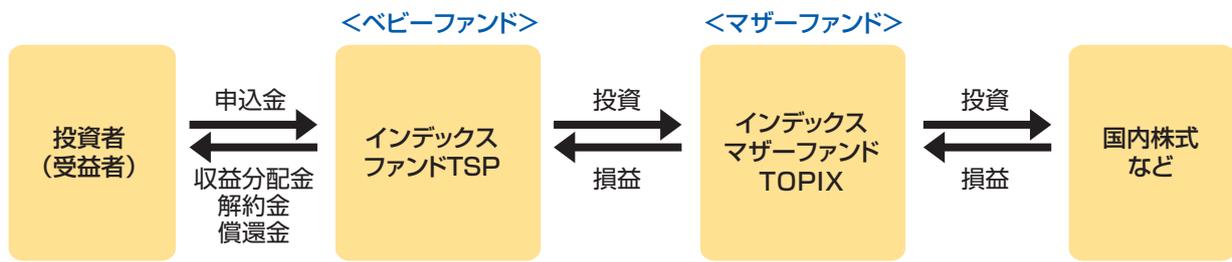
※ 上記は、2023年8月末現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

なお、当ファンドの基準価額とTOPIX(東証株価指数)配当込みの動きのカイ離は、主として信託報酬の費用負担、組入銘柄の選定に伴う影響などにより生じます。

- ・TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・JPXは、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXに係る標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行なうことができます。
- ・JPXは、TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・JPXは、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・JPXは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・JPXは、日興アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行いません。



(主な投資制限) ・株式への実質投資割合には制限を設けません。
・外貨建資産への投資は行ないません。

(分配方針) 毎決算時に、利子・配当等収益を中心に分配を行いますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

<TOPIX(東証株価指数)配当込みと基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率をTOPIX(東証株価指数)配当込みの変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。

・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとTOPIX(東証株価指数)の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

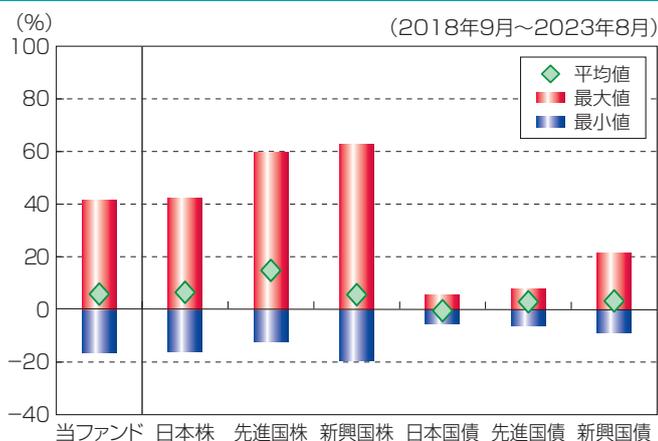
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2023年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | 5.8% | 6.5% | 14.8% | 5.6% | -0.5% | 2.9% | 3.2% |
| 最大値 | 41.4% | 42.1% | 59.8% | 62.7% | 5.4% | 7.9% | 21.5% |
| 最小値 | -16.5% | -16.0% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

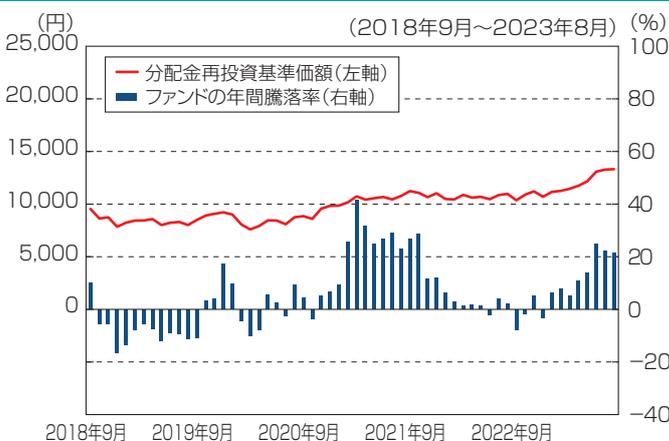
※上記は2018年9月から2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したのとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数) 配当込み
 先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2018年9月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したのとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債 …… NOMURA-BPI国債
 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

基準価額・純資産の推移



基準価額..... 12,284円
 純資産総額..... 266.61億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2013年8月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

| 2019年2月 | 2020年2月 | 2021年2月 | 2022年2月 | 2023年2月 | 設定来累計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 120円 | 140円 | 180円 | 140円 | 200円 | 5,080円 |

主要な資産の状況

<資産構成比率>

| 組入資産 | 比率 |
|-------|--------|
| 株式 | 100.0% |
| うち先物 | 1.8% |
| CB | 0.0% |
| 公社債 | 0.0% |
| 現金その他 | 1.8% |
| 外貨建資産 | 0.0% |

※当ファンドの実質組入比率です。

<株式組入上位5業種>

| | 業種 | 比率 |
|---|--------|-------|
| 1 | 電気機器 | 17.3% |
| 2 | 輸送用機器 | 8.3% |
| 3 | 情報・通信業 | 8.1% |
| 4 | 卸売業 | 6.8% |
| 5 | 銀行業 | 6.6% |

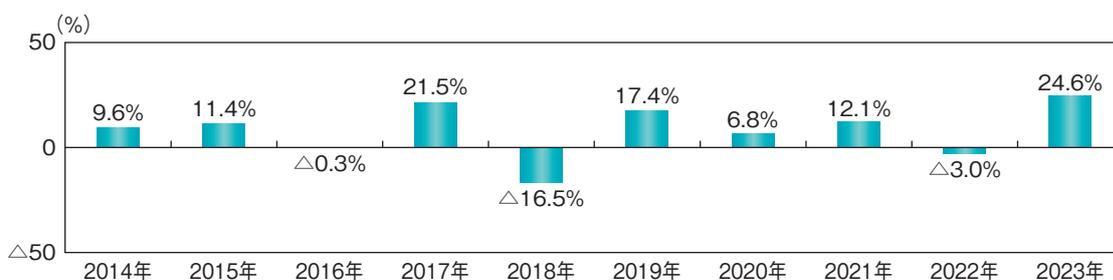
※マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:2,108銘柄)

| | 銘柄 | 業種 | 比率 |
|----|------------------|--------|-------|
| 1 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 4.16% |
| 2 | ソニーグループ | 電気機器 | 2.58% |
| 3 | 三菱UFJフィナンシャルグループ | 銀行業 | 2.16% |
| 4 | キーエンス | 電気機器 | 1.82% |
| 5 | 日本電信電話 | 情報・通信業 | 1.63% |
| 6 | 日立製作所 | 電気機器 | 1.43% |
| 7 | 三井住友フィナンシャルグループ | 銀行業 | 1.41% |
| 8 | 三菱商事 | 卸売業 | 1.40% |
| 9 | 東京エレクトロン | 電気機器 | 1.37% |
| 10 | 三井物産 | 卸売業 | 1.23% |

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※2023年は、2023年8月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が指定する日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2023年11月14日から2024年5月13日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限(1986年2月13日設定) |
| 繰上償還 | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・対象インデックスが改廃の場合 ・やむを得ない事情が発生したとき |
| 決算日 | 毎年2月12日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 公告 | 日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象です。 ※2024年1月1日以降、公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は、2023年9月末現在のものです。税法が改正された場合などには、変更される場合があります。 ・配当控除の適用があります。 ・益金不算入制度は適用されません。 |

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|--|
| 購入時手数料 | <p>購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内</p> <p>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。</p> |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.572%(税抜0.52%)以内</p> <p>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;"><運用管理費用の配分(年率)> 上記が税抜0.52%(有価証券届出書提出日現在)の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">販売会社毎の 純資産総額</th> <th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000億円以下の部分</td> <td rowspan="2">0.52%</td> <td>0.22%</td> <td>0.20%</td> <td rowspan="2">0.10%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超の部分</td> <td>0.17%</td> <td>0.25%</td> </tr> </tbody> </table> | 販売会社毎の 純資産総額 | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 1,000億円以下の部分 | 0.52% | 0.22% | 0.20% | 0.10% | 1,000億円超の部分 | 0.17% | 0.25% |
|-------------------------|--|-----------------|-------------------------------|-------|-------|--|----|------|------|------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | 販売会社毎の 純資産総額 | | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,000億円以下の部分 | 0.52% | 0.22% | 0.20% | 0.10% | | | | | | | | | | | | | |
| 1,000億円超の部分 | 0.17% | | 0.25% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>監査費用、組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</p> <p>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項 目 | 税 金 |
|---------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2024年1月1日以降、NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2023年11月13日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management